

定 款

社会福祉法人 光明寺福祉会 定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供させるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において、営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 軽費老人ホームの経営
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ハ) 養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営+
 - (ニ) 身体障害者デイサービス事業の経営
 - (ホ) 身体障害者居宅介護等事業の経営
 - (ヘ) 老人短期入所事業の経営
 - (ト) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 光明寺福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の強化を図るとともにその提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福井県福井市勝見3丁目2201に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を福井県大野市牛ヶ原154号1番地の1に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬については、これを無報酬とする。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会に議長を置く
- 3 議長は、そのつど評議員の互選で定める。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員 及 び 職 員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときま

でとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については、これを無報酬とする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 預金 1, 000, 000円
- (2) 建物 大野市牛ヶ原154号字花山1番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 軽費老人ホーム一乗ハイツ1棟
1, 733. 20㎡
- (3) 建物 大野市牛ヶ原154号字花山1番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建 老人保健施設ビハラー大野1棟
2, 322. 45㎡
- (4) 建物 大野市牛ヶ原154号字花山1番地1に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 デイサービスセンター・介護支援センター・デイケア・訪問介護・訪問看護ステーション等1棟
1, 288. 94㎡
- (5) 建物 大野市牛ヶ原154号字花山1番地1に所在の鉄骨造陸屋根2階建認知症対応型グループホームけいあい1棟
791. 40㎡
- (6) 建物 大野市中据12字正源作17番地に所在の鉄筋造亜鉛メッキ銅版ぶき平屋造 デイサービスセンターくつろぎの家1棟
343. 20㎡
- (7) 建物 大野市227字知真多六 46番地に所在の鉄骨造陸屋根3階建認知症対応型グループホーム一乗ハイム1棟

- 372.17㎡
- (8) 建物 大野市牛ヶ原154号字花山1番地1に所在の鉄骨造亜鉛メッキ銅版銅版葺2階建 1323.71㎡
(1階844.71㎡の内 327.21㎡は、短期入所生活介護
ルンビニー花園1棟)
(1階844.71㎡の内517.5㎡と2階479.0㎡の合計
996.5㎡は地域密着型介護老人福祉施設ルンビニー花山1棟)
- (9) 建物 大野市227字知真多六13番地1、13番地6に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 地域優良賃貸住宅(高齢者型)コーポめいりん1棟 1,527.23㎡の内、1階320.61㎡の内の
186.69㎡ 小規模多機能型居宅介護めいりん専用部分
- (10) 建物 福井市勝見3丁目2201、2202、2203、2204に所在する鉄骨造5階建 地域優良賃貸住宅(高齢者型)サンホーム一乗1棟
2,919.8㎡の内1階612.6㎡の内のデイサービスセンター
サンホーム専用部分202㎡
- (11) 土地 大野市221字春日ノ二16番2 宅地36.36㎡、大野市221
字春日ノ二23番 宅地56.19㎡、大野市221字春日ノ二24
番 宅地119㎡
- (12) 建物 大野市221字 春日ノ二30番地 家屋番号30番瓦葺2階建
1階89.25㎡ 2階23.14㎡ (13)
- (13) 土地 福井市小稲津町101番9 宅地1398.88㎡、102番3
宅地1201.46㎡、102番4 宅地708.38㎡
- (14) 建物 大野市牛ヶ原154号字花山1番地1に所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根7階建て 地域有料賃貸住宅(高齢者型)コーポ花山1棟
1871.05㎡
- (15) 建物 大野市中据12字正源作17番地に所在の鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ
銅板葺き3階建て グループホームくつろぎ 1棟444.17㎡
- (16) 建物 福井市小稲津町101番地9、102番地3、102番4に所在の
鉄骨造陸屋根4階建て 養護老人ホーム一乗ふれ愛園1棟
4276.37㎡

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な

手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福井県知事の承認を得なければならない。ただし次の各号に掲げる場合には、福井県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告、及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（または従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（または従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年 4月 1日に始まり翌年 3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

（種別）

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において、営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業の経営
- (2) 訪問看護事業の経営
- (3) 訪問入浴介護事業の経営
- (4) 地域優良賃貸住宅（高齢者型）の経営
- (5) 特定施設入居者生活介護事業の経営
- (6) サービス付き高齢者向け住宅の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた剰余金は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条および平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 8 章 解 散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号、及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人、及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福井県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人 光明寺福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行補則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 1

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	一乗 公博	理 事	金森 仁之助
理 事	金森 幸蔵	理 事	竹田 赳造
理 事	加藤 庄松	理 事	一乗 玲子
監 事	高田 千代治	監 事	畑原 幸男

(以後役員を選任名簿は、別表により明示する。)

附 則 2

平成 2年 5月25日、福井県知事の認可を受け、第6条第2項、第17条、第26条、第27条第1項及び第2項を一部変更した。

附 則 3

平成 2年12月10日、福井県知事の認可を受け、第1条を一部変更。
第3章 第11条以降を第4章 第16条以下に繰り下げ、第3章に第11条から第15条の新条文を追加した。

附 則 4

平成 7年 5月 1日、福井県知事の認可を受け、定款準則の通り改定し、第1条(2)の事業目的に(ロ)(ハ)(ニ)の追加、及び第17条第2項の基本財産に(4)を追加した。

附 則 5

平成11年 6月 7日、福井県知事の認可を受け、第7条を一部変更。第9条に項目の追加挿入、第2項の修正、第22条に第2項を追加挿入、第23条に第23条の2を条項追加した。

附 則 6

平成11年 7月13日、福井県知事の認可を受け、第4章の第17条第1項、第2項の(2)、第3項を一部変更。第4項を追加、第4項を第5項に繰り下げ、第5章の第25条以降を第6章の第27条以降に繰り下げ、第5章に第25条から第26条の新条文を追加した。

附 則 7

平成12年 1月14日、福井県知事の認可を受け、第5章の第25条第1項に(2)を追加した。

附 則 8

平成12年 3月 3日、福井県知事の認可を受け、第1章の第1条第1項に(ホ)を追

加した。

附 則 9

平成13年 1月11日、福井県知事に届け出て、第4章の第17条第2項の(4)を変更した。

附 則 10

平成13年 3月16日、福井県知事の認可を受け、第5章の第25条第1項に(3)を追加した。

附 則 11

平成13年 8月16日、福井県知事の認可を受け、第5章の第25条第1項に(4)を追加した。

附 則 12

平成14年 6月17日、福井県知事の認可を受け、新準則に基づき全面改正した。

附 則 13

平成14年 8月29日、福井県知事の認可を受け、第1章の第1条第1項の(2)に(へ)を追加した。

附 則 14

平成15年 4月14日、福井県知事の認可を受け、第1章の第1条第1項の(2)の(ロ)を削除し、以下繰上し新たに(へ)・(ホ)を追加、第4章の第18条第2項(5)を追加、第5章の第27条第1項に(5)・(6)を追加した。

附 則 15

平成16年10月20日、福井県知事の認可を受け、第5章の第27条第1項の(1)に事業名を追加した。

附 則 16

平成19年 9月27日、福井県知事の認可を受け、第1章の第1条第1項の(1)の(イ)および(2)の(イ)から(ト)を変更し、(2)に(チ)を追加、第4章の第18条第2項に(6)追加、第19条第1項を変更、第5章の第27条第1項の(1)から(6)を変更、第8章の第33条第1項を変更した。

附 則 17

平成20年 5月21日、福井県知事に届けて、第4章の第18条第2項の(2)及び(3)を変更した。

附 則 18

平成21年 4月20日、福井県知事の認可を受けて、第1章の第1条第1項の(2)の(ハ)の事業を廃止し(ニ)以降を繰り上げ(ニ)の文語の変更と事業所名を追加、第4章の第18条第2項に(7)を追加した。

附 則 19

平成21年 9月30日、福井県知事の認可を受けて、第1章の第1条第1項の(2)に(チ)の事業を追加、第4章の第18条第2項に(8)を追加した。

附 則 20

平成23年 7月 4日、福井県知事の認可を受けて、第1章の第1条第1項ならびに第

2項ならびに第5章の第27条第1項の文語の変更（事業所名の削除）、第4章の第18条第2項に（9）を追加した。

附 則 21

平成23年10月11日、福井県知事の認可を受けて、第1章の第1条第2項に（チ）を追加、第4章第18条第2項（9）の変更。

附 則 22

平成24年 2月20日、福井県知事に届けて、第4章の第18条第2項（5）、（8）の変更。

附 則 23

平成26年 4月 1日、福井県知事の認可を受けて、第1章の第1条第1項に（ロ）を追加した。

附 則 24

平成26年 4月 7日、福井県知事に届けて、第4章の第18条第2項（8）の変更。

附 則 25

平成26年 6月10日、福井県知事に届けて、第4章の第18条第2項（10）の追加。

附 則 26

平成27年 8月31日、福井県知事の認可を受けて、第5章の第27条第1項に（7）を追加した。

附 則 27

平成29年 4月 1日より施行する。

附 則 28

平成29年 9月 6日、福井県知事の認可を受けて、第1章の第1条1項に（ハ）の追加、第6章の第28条第2項に（13）の追加、第7章の第36条第1項に（6）を追加した。

附 則 29

令和 3年 1月 15日、福井県知事に届けて、第6章の第28条第2項に（14）、（15）、（16）を追加した。